

令和4年度
下水道雪処理施設新設基本検討業務

一 般 仕 様 書

目 次	
第 1 章 総 則	1
第 2 章 業務一般	3
第 3 章 成果品	5

第1章 総 則

1. 1 適用

本一般仕様書（以下、「本仕様書」という。）は、本委託業務（以下、「業務」という。）に適用する。ただし、特別な仕様については、特記仕様書によるものとする。（以下、特記仕様書も含む記述は「本仕様書等」という。）

1. 2 中立性の保守

受託者は、常に中立性を保持するよう努めなければならない。

1. 3 秘密の保持

受託者は、業務の遂行上知りえた秘密を他人に漏らしてはならない。

1. 4 法令の遵守

受託者は、業務の実施にあたり関連する法令等を遵守しなければならない。

1. 5 公益確保の義務

受託者は、業務を行うにあたっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することのないように努めなければならない。

1. 6 業務担当職員

札幌市（以下、「本市」という。）は、業務担当職員（以下、「担当職員」という。）を定め、受託者に通知するものとする。担当職員は、契約図書に定められた範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。その権限は契約書等に基づくものとし、その行使にあたっては書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭による指示等を行うことができる。口頭による指示等を行った場合は、改めて書面により受託者に通知するものとする。

1. 7 主任技術者及び技術者

- (1) 受託者は、主任技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 受託者は、業務の円滑な進捗を図るため、十分な数の技術者を配置しなければならない。

1. 8 提出書類

受託者は、業務を行うにあたって、契約書に定めるもののほか、下記の書類を作成し、速やかに本市に提出しなければならない。提出に用いる様式については、担当職員の指示による。

(1) 着手時

(イ) 業務着手届

(ロ) 主任技術者等指定通知書

(ハ) 技術者等経歴書

(ニ) 技術者と受託者の直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類（健康保険証の写し等）

(ホ) 業務日程表

(2) 業務実施中

(イ) 業務実施計画書

(ロ) 業務進捗状況報告書

(ハ) 打ち合わせ等議事録

(ニ) その他担当職員が求める書類

(3) 完了時

(イ) 業務完了届

(ロ) 成果品目録

(ハ) 成果品（報告書等）（第3章 参照）

1. 9 品質管理

受託者は、主要な内容の段階の区切り等に、社内検査を行い、適正な品質管理を行うこと。社内検査を行う技術者は相当な技術経験を有する者とし、検査の項目及びその結果を担当職員に報告しなければならない。

1. 10 検査及び契約不適合責任

(1) 受託者は、全ての業務完了後に本市の完了検査を受けなければならない。

(2) 履行した業務において、明らかに受託者の責に伴う契約不適合（種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの）が発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1. 11 疑義の解釈

本仕様書等に定める事項について、疑義が生じた場合または本仕様書等に定めのない事項については、本市、受託者の協議によるものとする。

1. 12 業務実績情報

担当職員からの特別な指示がない限り、業務実績情報への登録を行うこと。登録する内容については、事前に担当職員と協議すること。「登録のための確認のお願い」は、担当職員の確認を受け、承諾を得ること。業務着手時、変更時、完了時ともに速やかに登録を行うこと。

第2章 業務一般

2. 1 一般的事項

- (1) 業務は、担当職員と十分協議打合せのうえ、実施しなければならない。
- (2) 主任技術者は、主要な打ち合わせには、必ず出席しなければならない。
- (3) 打ち合わせには議事録をとり、内容を明確にして、その都度担当職員に提出し、確認を受けなければならない。

2. 2 業務実施計画書

受託者は、業務実施計画書を作成し、担当職員に提出し、承諾を得なければならない。なお、業務実施計画書の提出にあたっては、主任技術者が立会うこと。業務実施計画書には、以下に示す内容のほか、担当職員が指示する内容について記載すること。

- (1) 業務一般事項（目的、概要等）
- (2) 業務実施内容（業務実施内容、業務実施方法等）
- (3) 業務行程計画（業務フロー、打合せ計画、工程表等）
- (4) 業務体制及び業務場所（担当技術者、作業場所、連絡体制等）
- (5) 業務方針（実施方針、成果品の内容、適用基準等）
- (6) 品質確保計画（品質確保の取り組み、照査計画等）
- (7) その他

2. 3 業務進捗状況報告書

受託者は、業務の進捗を適切に管理するために、業務の進捗状況を「業務進捗状況報告書」に記載して、月の初めに担当職員に提出しなければならない。担当職員は、業務の進捗状況を所属長まで速やかに報告し、報告書を受託者へ返却する。業務進捗状況報告書は、業務着手後速やかに作成し、担当職員の確認を受けなければならない。

2. 4 参考図書の貸与

本市は、業務に必要な下水道事業計画書、調査資料等を貸与する。貸与を受ける際には、借用書を提出し、業務名、担当者、借用期間、連絡先等を明記すること。また、借用する書類等がデータである場合は、その都度担当職員と協議すること。

2. 5 業務の資料

業務の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。特に、電算機使用の場合は入力条件を明示すること。また、使用した文献、論文等の資料はその名称等を明記すること。

2. 6 情報の管理

受託者は、本業務の成果並びに業務の遂行上本市が必要と認めて提供した情報について、本市の同意なく本業務の目的以外に利用してはならない。業務の完了後は、本業務で提供した資

料やデータについては、全て破棄すること。業務中から完了後まで、意図せぬ情報漏洩^{ろうえい}が起きることが無いよう情報管理に万全を期し、対策については担当職員と予め協議すること。

2. 7 現地調査

受託者は、必要に応じて現地を踏査し、本市の下水道事業計画図書、測量、しゅん功図等の資料に基づき業務に必要な事項について確認しなければならない。なお、仕様書等に特別な記載がない限り、調査を行う際に必要な器具は、受託者が事前に用意し、必要な届け出等は受託者が遅滞なく提出するものとする。現地調査実施の際には、担当職員と打ち合わせの上、滞りなく調査が行えるように留意すること。

2. 8 環境に配慮した業務履行

受託者は、本市の環境方針(令和3年4月1日札幌市長)のひとつである「委託業務における環境負荷の低減」の趣旨を尊重した履行に努めること。具体的には、以下の事項について積極的に取り組むこと。

- (1) 省資源、省エネルギー
- (2) 廃棄物の減量・資源化・リサイクル
- (3) 環境汚染につながる緊急事態への備え
- (4) 従業員に対する以上の内容の周知教育

第3章 成果品

業務完了時、提出すべき成果品等とその数量は、下記のとおりとする。詳細は業務着手時に担当職員と協議すること。

(1) 提出すべき成果品

○電子データ（詳細は(2)に記載）

- ・報告書（内容については特記仕様書に記載）
- ・業務管理ファイル
- ・その他担当職員から指定されたもの

○書類等

- ・成果品目録
- ・打ち合わせ議事録
- ・業務進捗状況報告書
- ・報告書（1部）
- ・その他担当職員から提出を求められたもの

(2) 電子媒体の仕様、数量及び格納するファイルの種類

○媒体の仕様：CDまたはDVD

○媒体の部数：正・副各1部

○媒体のラベル：業務(役務)番号(契約年度(西暦下2桁)＋業務番号4桁 年 番号 例:220010)

業務名称(例:令和4年度 ○○○○○○検討業務)

完了年月(例:2023年3月)

発注者名(課名)(例:札幌市下水道河川局事業推進部下水道計画課)

受注者名(例:□□□□コンサルタント株式会社)

ウイルスチェックに関する情報(詳細は(3)参照)

○ファイルの種類：オリジナルファイル【必須】

(使用ソフトについては、事前に担当職員と協議すること)

PDFデータ

(オリジナルファイルとあわせて提出すること)

業務管理ファイル(Microsoft Excel)

(詳細は(4)に記載)

(3) ウィルス対策について

電子媒体提出前に、最新ソフトでのウイルスチェックを行い、納品する媒体のラベルにウイルスチェックに関する下記の情報を記載すること。

①使用したウィルス対策ソフト名

②ウィルス(パターンファイル)定義年月日またはパターンファイル名

③チェック年月日

(4) 業務管理ファイル

以下に示す様式の業務管理ファイル（エクセル形式）を作成し、電子媒体に格納すること。

業務番号 業 務 名		第 号（※1） 令和4年度 ○○○○○○検討業務（※2）		
受 注 者		□□□□コンサルタント株式会社（※3）		
		主任技術者：（※3）	連絡先：（※3）	
TECRIS 登録番号		※4		
ソフトウェア 情報	番 号	ソフトウェア 名称	バージョン 情報	備考
	①	※5	※6	
	②			

・
・
・

ソフトウェアが増えるごとに、表を下に追加して記載すること。

記載欄	記載内容
※1	契約年度（西暦下2桁）と業務番号（4桁）を記入する。 （例：2022年の業務番号101番→「220101」）
※2	契約上の業務名称を記入する。
※3	企業名、配置した主任技術者、連絡先を記入する。（略称不可）
※4	財）日本建設情報総合センターが発行する業務カルテ受領書に記載される番号を記入する。
※5	ソフトウェア名を記入する。 （使用したソフトウェアのすべてを記載すること。）
※6	ソフトウェアのバージョンを記入する。

令和4年度

下水道雪処理施設新設基本検討業務

特記仕様書①

札幌市下水道河川局事業推進部下水道計画課

第 1 章 業務の目的

札幌市内には下水道を利用した雪処理施設が 17 施設あり、冬の雪対策に貢献している。しかし、排雪された雪の多くは、冬期間設置される雪堆積場に運搬・堆積し、処理されている。近年、この雪堆積場の確保が難しくなっており、大雪時でも持続的に利用可能な雪処理施設の必要性が高まっている。

本業務は、札幌市で選定した候補地に対し、下水道を利用した新たな雪処理施設の建設について、基本検討・基本設計を行う。

第 2 章 業務の内容

2-1 業務打合せ

業務の着手後速やかに第 1 回打ち合わせを行い、業務実施計画書を提出し、本市業務担当職員の承諾を得ること。業務実施計画書の詳細については、一般仕様書による。

受託期間中に 4 回の中間打合せを行い、さらに、報告書提出時に最終協議を 1 回行うこと。

業務の実施にあたり、業務遂行上疑義が生じた場合は、本市担当職員と密接に連絡を取り合い、協議を行い、業務を遂行すること。なお、協議・打ち合わせ事項等は、議事録を作成し、提出すること。

2-2 業務概要

(1) 対象施設および対象箇所

以下に示す、対象箇所で雪処理施設の新設の検討を行う（2-3 参考図面も参照）。

① 東部水再生プラザ（札幌市白石区東米里 2 1 7 2 番地 1）

○検討する施設の形態：簡易融雪槽※（仮称：東部融雪槽）

○処理能力目標値：1, 0 0 0 m³/日程度（簡易融雪槽）

○敷地面積：1 5 8, 7 1 0. 5 9 m²

○既存建築物：下水処理場等計 5 棟 延べ面積：計 2 6, 5 0 6. 7 8 m²

○用途地域および地区の指定

市街化調整区域（用途地域指定なし）

指定容積・建ぺい率：2 0 0 %・6 0 %

高度地区指定なし、景観計画区域、第 1 種災害危険区域、防火指定なし

※簡易融雪槽とは、既存の雨水貯留池に処理水を送水し、歩車道ロータリー等で投雪する施設である。処理水送水ポンプ、送水管等送水施設、送水施設電気設備を新設する。

その他、融雪能力を確保する散水設備、スクリーンなどを必要に応じて設置する。

(2) 検討内容

平成 29 年度下水道雪処理施設新設基本検討業務報告書を参考に、以下に示す項目について再検討し、再整理する。検討後、実施する設計等の資料となることも意図した検討・整理および資料作成を行うこと。

a) 検討と条件の整理

- ・想定敷地の概要、特徴等の整理

- 敷地内既存建物、周辺道路、周辺建築物、周辺環境、埋設物等を整理すること。
- ・ 想定敷地、想定施設に対する関係法令の制約の確認、整理
都市計画法、建築基準法、消防法その他必要に応じて確認すること。
- ・ 土木、建築構造物整備における目的、位置付けおよび設計方針の整理
水再生プラザ敷地内に施設を建設するため、当市より提供する情報を元に、下水道施設としての位置付けを整理する。
- ・ 水量の検討、水力計算
水再生プラザにおける処理水量、場内での処理水利用量から、雪処理に利用できる水量を検討し、「処理水利用計画書」を作成する。
河川水位や既存施設の池槽の水位等を図面・現地調査から確認し、整理すること。

b) 施設および設備の検討

- ・ 基本方針の検討
処理方式、管理システム（維持管理体制）、受配電計画、運転操作方式（遠方、現場手元等）、監視制御方式、計装方式等を検討する。
施設の運用方法等については、関係部局への聞き取りを行い、整理すること。
受配電計画については、既存施設の状況も考慮し、雪処理施設での個別受電についても検討すること。
- ・ 施設容量
施設の形状や寸法、施設能力や機械、電気主要機器の能力などについてメーカーへ聞き取りを行って検討、整理すること。
設備の容量については、契約電力の変更など、既存施設への影響も大きいことから、極力影響がないよう、慎重に検討すること。
- ・ 施設計画および配置計画
施設フロー、主要機器および施設配置の概略を経済性、施工性等の観点から比較検討する。送水量や主要機器から考えられる配管・配線等の布設場所も検討すること。
処理水の熱を有効に利用するため、雪処理施設内での水の攪拌や循環のシステムを検討し、必要な設備を検討すること。
今後、下水道処理施設（水処理棟等）の増設や改築が考えられるため、影響が少なくなるよう考慮すること。
- ・ 施設の要求性能の整理
設備関係検討の結果や維持管理動線等から土木、建築構造物に必要とされる事項を整理すること。
将来の更新・増設場所や維持管理に必要な広さを考慮した施設を検討すること。

c) 土木・建築構造物の検討

- ・ 敷地の利用計画の検討
駐車場、外部通路動線、車両誘導動線、緑化、外構等の検討、整理を行うこと。
特に、車両動線については、大型車の往来が多くなることが想定されるため、十分な検討を行うこと。必要に応じて、担当部署に聞き取りを行うこと。
また、既存施設の運用に影響を与える可能性がある場合は、その影響を最小限に抑えら

れるよう検討を行うこと。

- ・敷地内の他施設との管理動線接続に關しての検討

既存施設との接続動線の要否や要求動線幅員、延長等の制約の検討、整理を行う。

- ・施設内諸室の必要寸法、面積等の検討および動線計画、用途のゾーニングの検討

特に機械室、電気室については、維持管理の容易な配置、更新を考慮した場所の確保等について注意して検討すること。

- ・想定される土木、建築構造物の規模、形状（平面形・立断面形）の検討、整理

簡易融雪槽は既存施設を利用するなど、融雪槽に比べて、安価な施設を検討すること。

- ・想定される土木、建築構造物の構造形式の方針の検討

想定構造物の規模、形状により、望ましい構造形式を経済性、施工性等の観点より比較検討すること。

d) 概算費用の算出等

- ・概算工事費の検討

土木、建築構造物および機械、電気設備整備に必要となる概算費用の算出を行うこと。
なお、想定支持地盤により仮定した基礎部分も含む。

特筆すべき費用（既存施設改修や地盤補強等に係る費用）が必要な場合は、それらについても比較検討に含むものとする。

- ・維持管理費の検討

主要機器等の検討から、使用電力量などを整理し、既存施設の管理費などと合わせて、想定される維持管理費を検討する。

- ・概略工程、必要工期の検討

施設の規模から、概略工程の検討を行うこと。また、主要な機器はその設計・製作期間について、メーカーへの聞き取りを行うこと。

検討した機器が特殊な場合は、特に注意して聞き取りを行い、概略工程に反映し、現実的な工程を検討すること。

e) 関係法令等への適合性の検討

- ・新設を行う施設等の関係法令適合性の検討

放流水質について、直接河川に放流する計画の場合には、関係法令を順守し、かつ河川への影響を極力抑えられるように検討すること。

大型車両の通行増加等を想定して、周辺への騒音などについて、関係法令の規制等を元に検討を行うこと。

f) 各種図面の作成

- ・上記の検討結果を反映した、一般図、断面図、フローシート、水位関係図等の図面を作成
縮尺は、平面図：1/500 程度、断面図：1/100 程度、水位関係図：縦 1/100 程度、横任意とする。

(3) 基本設計

本業務の検討内容を監督員に報告後、了解が得られた、土木、建築、機械、電気設備につ

いて基本設計を行う。基本設計については、札幌市下水処理施設実施設計共通仕様書、特記仕様書②のとおりとする。

(4) 現地調査

対象の施設に対して、十分に現地調査を行い、検討に反映させること。また、必要に応じて、既存雪処理施設の車両動線や処理方法等についての調査も行うこと。

(5) 留意事項

- 雪処理施設は特殊な施設であることから、検討に用いる数値、計算、考え方等の根拠を明確にすること。
- 必要な資料は貸与するが、内容によっては提供までに時間がかかることが考えられるため、十分に余裕を持って担当職員と協議すること。
- 指定した中間打合せ以外に、必要に応じて電子メールや電話等で連絡を密に取り、検討を進めること。また、可能な限り打ち合わせた内容を記録に残すこと。
- 打ち合わせに用いる資料は簡潔にまとめること。また、中間打ち合わせには当市関係部署から担当者が参加するため、必要部数を用意するため添付資料等を極力減らすこと。
- 検討する施設は、下水道施設としての側面と、雪処理施設としての側面を併せ持つため、双方の視点から検討を行うように留意すること。また、必要に応じて維持管理等の関係部署への聞き取りを行うこと。
- 報告書を取りまとめる際には、基本条件および各工種の検討事項の関係性が簡潔にまとめられるように留意すること。また、比較検討の資料を作成する際は、優劣等がわかりやすいように整理すること。
- 各施設の目標能力値は、現在の水量および温度から求められる概算の最大値であるため、検討の目標として設備などを検討するが、関係部局への聞き取りにより目標能力が変更となる場合は、その値を優先する。

2-3 参考図面

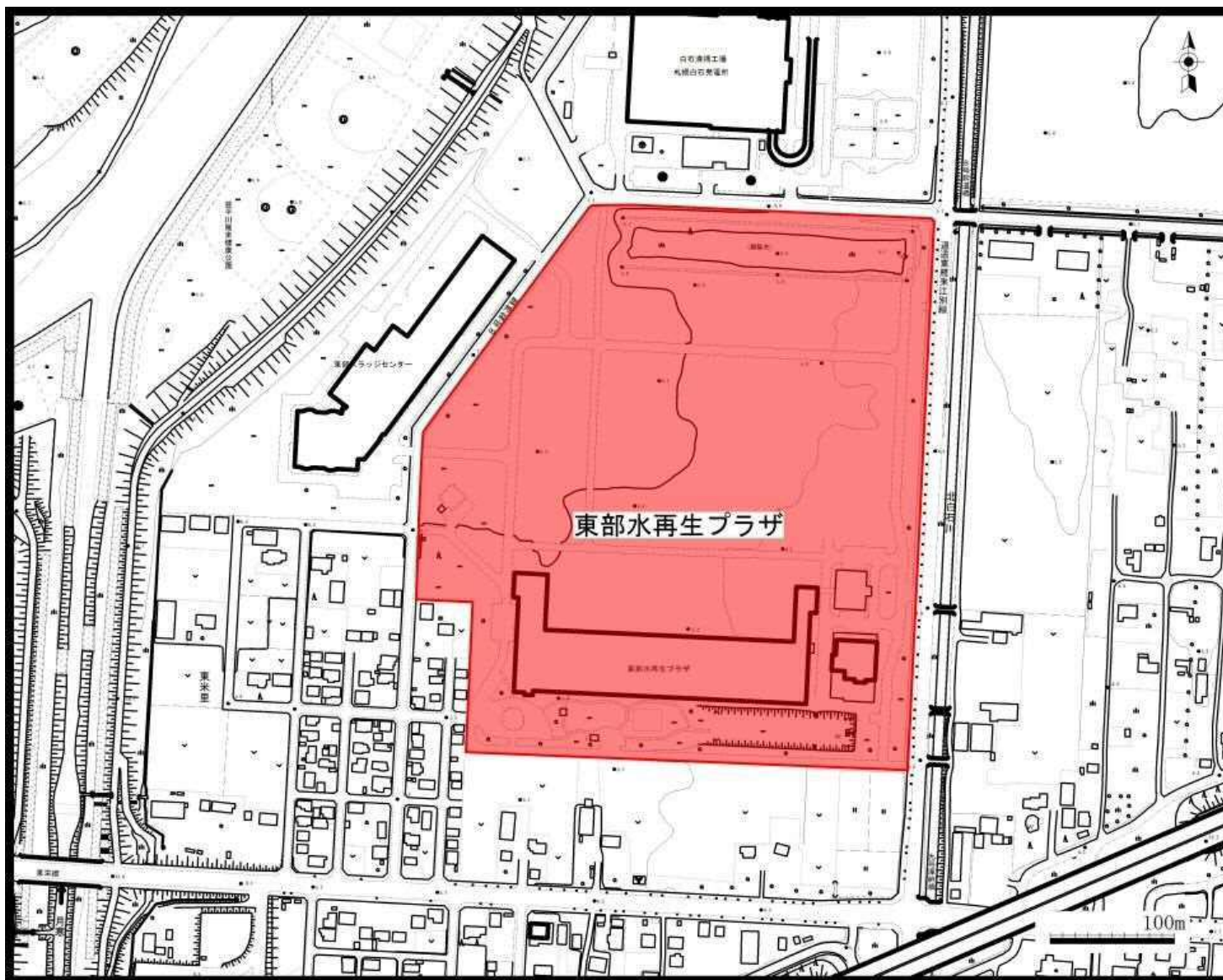


図1 : 東部水再生プラザ 案内図

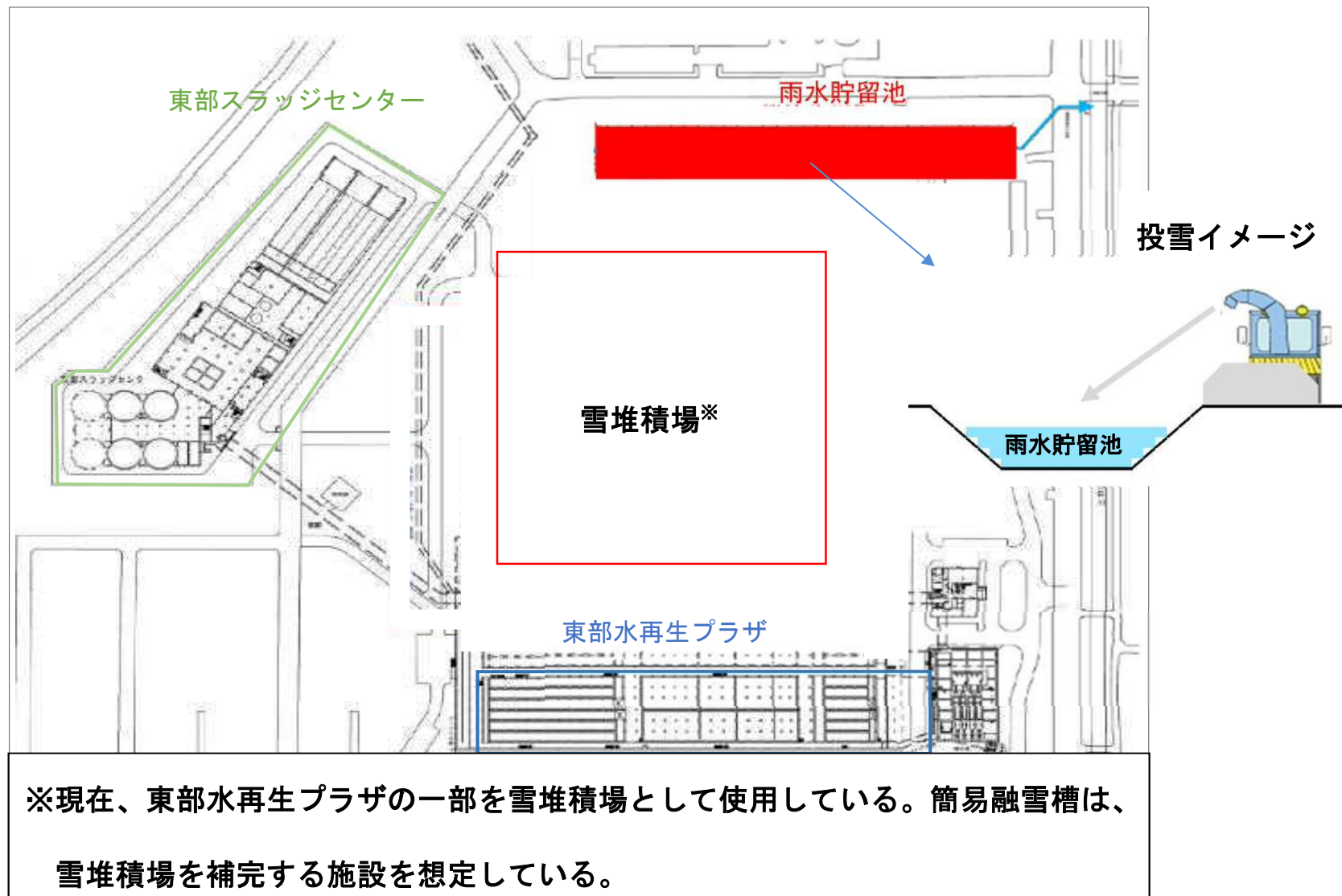


図 2 : 東部水再生プラザ 配置図

第 3 章 成果品

成果品として、一般仕様書に示すものを作成、提出すること。成果品のうち、報告書に記載する内容については、「第4章 報告書」を参照すること。

第 4 章 報告書

受託者は、本業務に関わる調査収集資料及び解析検討結果等を、図面等を用いて、具体的かつ明瞭に整理し、これらをすべて報告書として提出しなければならない。なお、報告書の様式、内容については以下に示すもののほか、適宜、本市業務担当職員と打合せを行い、承諾を得ること。また、報告書の提出にあたっては、主任技術者が立ち合うこと。

- ・ 雪処理施設検討書
（東部水再生プラザ）
- ・ 概算費用算出調書および比較検討書
- ・ 概略工程表
- ・ 処理水利用計画書
- ・ 各種図面
- ・ その他担当職員が提出を求めるもの

第 5 章 参考図書等

業務は、以下に示す図書の他、関連する図書、必要に応じて各種規格、論文等を参考にして行うものとする。また、参考とした図書等は打合せ資料や報告書に明記すること。また、必要に応じて、当市の過去の検討資料や委託成果品等を提供するものとする。

- ・ 平成 29 年度下水道雪処理施設新設基本検討業務報告書（札幌市委託成果品）
- ・ 土木工書一般仕様書（札幌市土木工事仕様書）
- ・ 機械設備工事一般仕様書（札幌市下水処理施設共通仕様書）
- ・ 電気設備工事一般仕様書（札幌市下水処理施設共通仕様書）
- ・ 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- ・ 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- ・ 下水道施設耐震計算例－処理場・ポンプ場編－（日本下水道協会）
- ・ 水理公式集（土木学会）
- ・ 土木工学ハンドブック（土木学会）
- ・ 土質工学ハンドブック（土木学会）
- ・ コンクリート標準示方書（土木学会）
- ・ 鉄筋コンクリート構造計算基準・同解説－許容応力度設計法－（日本建築学会）
- ・ 鉄骨鉄筋コンクリート構造計算基準・同解説－許容応力度設計と保有水平耐力－（日本建築学会）
- ・ 鋼構造設計基準－許容応力度設計法－（日本建築学会）
- ・ 建築基礎構造設計指針（日本建築学会）

- ・ 壁式構造関係設計規準集・同解説 壁式鉄筋コンクリート造編（日本建築学会）
- ・ 土木製図基準（土木学会）
- ・ 建設省大臣官房官庁営繕部監修 建築工事設計図書作成基準及び同解説（公共建築協会）
- ・ 下水道施設標準図（詳細）（日本下水道事業団）
- ・ 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修 建築工事標準詳細図（公共建築協会）
- ・ 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（公共建築協会）
- ・ 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（公共建築協会）
- ・ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（公共建築協会）
- ・ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（公共建築協会）
- ・ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（公共建築協会）
- ・ 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修 建築構造設計基準及び同解説（公共建築協会）
- ・ 建設大臣官房官庁営繕部監修 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（公共建築協会）
- ・ 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備課監修 建築設備設計基準（公共建築協会）（全国建設研修センター）
- ・ 改訂 解説・河川管理施設等構造令（日本河川協会）
- ・ 道路技術基準（国土交通省）
- ・ 道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
- ・ 道路構造令、同解説と運用（国土交通省、日本道路協会）
- ・ 都市局所管補助事業実務必携（国土交通省）
- ・ 下水道用設計積算要領・ポンプ場、処理場施設（機械・電気設備）編（日本下水道協会）
- ・ 国土交通省都市・地域整備局下水道部下水道事業課監修 下水道事業の手引き（下水道新技術推進機構）
- ・ 新編防雪工学ハンドブック（社）日本建設機械化協会 編
- ・ 杭基礎設計便覧（社）日本道路協会

第 6 章 完了期限

着手の日から令和 5 年（2023 年）3 月 2 4 日（金）までとする。

特記仕様書②

1 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は、「札幌市下水処理施設実施設計共通仕様書第1章 1.1、及び 1.2 に定める特記仕様書」とし、この仕様書に記載されていない事項は前記共通仕様書による。

本業務は、札幌市下水処理施設実施設計共通仕様書第2章 2.8 で定める改築実施設計(基本設計)に該当する。

2 主任設計者及び技術者

受託者は、主任設計者及び技術者をもって、秩序正しい業務を行なわせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

主任設計者は、業務の全般にわたり技術的監理を行なわなければならない。

受託者は、業務の進捗を図るため、十分な数の技術者を配置しなければならない。

2.1 主任設計者、照査技術者の資格要件

本業務の主任設計者及び照査技術者は、下記の資格要件を満たすものとする。

- (1)主任設計者は、下記資格要件分類表の(Ⅱ)の要件を満たす者とする。
- (2)照査技術者は、下記資格要件分類表の(Ⅰ)の要件を満たす者とする。
- (3)上記(1)、(2)に加え、下記資格分類表の(Ⅲ)の要件を満たす者とする。

資格要件分類表

要件分類	資格
資格要件 (Ⅰ)	技術士《建設、上下水道、総合技術監理（建設、上下水道）部門》、RCCM（同種・類似業務の履行経験がある）のいずれかの資格保有者
資格要件 (Ⅱ)	技術士《建設、上下水道、総合技術監理（建設、上下水道）部門》、RCCMのいずれかの資格保有者か建設コンサルタント等業務について（大卒：13年、短大・高専卒：15年、高卒：17年）以上の実務経験を有する者
資格要件 (Ⅲ)	下水道法に規定された資格(資格取得に必要な実務経験年数は公共下水道の処理施設又はポンプ施設に関する実務経験を有する者)を有する者

3 業務の対象

3.1 施設

東部水再生プラザ（札幌市白石区東米里2 1 7 2 番地1）

○処理水送水量:検討業務により設定

○融雪能力: 検討業務により設定

○敷地面積：1 5 8， 7 1 0． 5 9 m²

○既存建築物：下水処理場等計5棟 延べ面積：計2 6， 5 0 6． 7 8 m²

○用途地域および地区の指定

市街化調整区域（用途地域指定なし）

指定容積・建ぺい率：200%・60%

高度地区指定なし、景観計画区域、第1種災害危険区域、防火指定なし

3.2 設計範囲(基本設計)

	対象工種			
	土木設計	建築設計	機械設計	電気設計
基本設計	○	○	○	○

※建築設計は、建築機械設備、建築電気設備を含む。

4.1 業務内容

本業務の検討内容に基づき、下記項目の基本設計を行う。

・施設仕様の検討

法律に基づく規制への対応、容量計算、水理計算、負荷計算、既設設備の改善策、省エネルギー・省資源・省力化に対応した機種選定、機器・配管・配線ルート等の配置計画、搬出入計画、耐荷重能力、耐震性等構造計画、その他必要な検討を行うこと。特に電気設計においては、雪対策施設と下水処理施設の維持管理区分が異なることを考慮し、責任分界点及び電力使用量の区分が明確となるように設計すること。

・施設設計

容量計算、形式・機種、主要機器の運転操作方式、計装制御方式及び環境整備計画の検討を行うこと。

・水位関係の検討

ポンプ揚程、水理計算及び計画地盤高と施設レベルの検討を行うこと。

・施工方法の検討

制約条件の整理、仮設計画、代替施設計画、段階的施工計画の検討を行い、各施工方法について概算コスト、必要工期、施工難易度等による比較を行うこと。

・改築事業量の算定

工種別・財源別の事業量の算定、年度別事業計画を作成すること。

・基本設計図書作成

建設事業計画の検討並びに土木、建築、機械及び電気の各部門とその相互関係を明らかにする基本設計図書を作成すること。

・照査

検討の方法及びその内容と、土木、建築、機械及び電気設計の相互間における整合性に関する照査を行う。

4.2 対象施設・設備

本業務の検討内容を監督員に報告後、了解が得られた、土木、建築、機械、電気設備を設計対象とする。詳細については、設計開始前に監督員と協議すること。

4.3 その他留意事項

(1)雪処理施設は特殊な施設であることから、知見が無い場合には、札幌市(新川融雪槽等)や他の自治体の施設を調査し、現設計に反映すること。

東部融雪施設については、十分に現地調査を行い、調査を反映した設計とすること。

また、下水道雪処理施設であるため、東部水再生プラザの施設も十分に現地調査を行い、調査を反映した設計、維持管理性を十分考慮した設計とすること。

現地調査する場合は、維持管理者から現状の処理方法、不具合について十分ヒアリングを行い、ヒアリング結果を反映した設計とすること。

(2)指針等に基づき、安全性、経済性、合理性に富み、その決定根拠、基準、規格等が明確なものであること。

(3)既設建物にポンプ等の機器を設ける場合、床荷重等に問題ないか確認すること。また、必要に応じ補強等を検討すること。

(4)仮設や切替等の手法についても十分に検討を行うこと。

(5)既存設備との整合を十分図ること。

(6)必要に応じ、各種実績やデータを収集、整理すること。

(7)本設置に伴い、既存躯体に新たに開口を設けるなど構造に影響を与える場合は、その妥当性や補修方法についても検討・設計を行うこと。

(8)この設計を行うにあたり、関連する官公庁、北電、他工事等の協議を行うこと。

(9)放流水質について、直接河川に放流する関係法令を順守し、かつ河川への影響を極力抑えられるように検討すること。

(10)工事工程の算出は、機器の製作期間などメーカーに十分にヒアリングを行うこと。また、敷地内の他工事予定を確認し、考慮して行うこと。

(11)工種別(土木、建築、機械、電気)概算事業費の算出は、仮設費の検討を考慮し行うこと。

(12)次の詳細設計でアスベスト成分分析調査を実施するための調査箇所数を整理すること。
調査箇所は、壁面(内外とも)塗装部のうち、改修等(はつり、アンカー打ち、塗膜・下地の除去等)が想定される箇所を対象とする。

5 その他.

(1)各工種ごとに担当者を配置すること。また、各工種について必要な時期に打ち合わせが可能な業務体制とすること。

(2)業務の実施にあたり、業務遂行上疑義が生じた場合は、担当者と密接に連絡を取り合い、協議を行い、業務を遂行すること。

- (3)土木・建築・機械・電気の設計図書の作成にあたっては、各業務間の連絡を密にし、とりあい部分は十分調整を行い、施工範囲、区分を明確にすること。
- (4)協議・打ち合わせ事項等は、議事録を作成し、提出しなければならない。
- (5)受託者は、作業項目別の業務計画書を作成し、委託者の承諾を得なければならない。また、前月までの進捗状況報告書を作成し、毎月5日までに提出すること。
- (6)計算書と設計図書は、十分に整合のとれたものとする。
- (7)提出図書（共通仕様書による）のうち、様式（設計書、各集計表）が定まっているものについては電子ファイルで提示すること。
- (8)提出する実施設計(基本設計)図のデータ形式は dxf 及び jww とする。
- (9)共通仕様書第8章 8.2 実施設計（基本設計）提出図書について、下記の図書は除くものとする。

(3)鳥瞰図 A4 版 1 部

(4)鳥瞰図 電子データ(CD-R 等)一式

- (10)業務カルテの作成・登録について

受託者は、契約時又は変更時において、契約金額 100 万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に、業務実績情報を「登録のための確認のお願い」により担当職員の確認（記名・押印）を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完了時は業務完了後 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

「登録のための確認のお願い」については、担当職員が記名・押印した原本を請負人が保管し、複製を委託者が保管するものとする。

- (11)環境への配慮について

受託者は、設計にあたり建設副産物の発生・抑制・再利用の観点から業務を遂行するよう留意し、また、本業務においては、札幌市環境マネジメントシステムに準じて、環境負荷低減に努めること。

- ①電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- ②ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- ③両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすように努めること。
- ④自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- ⑤業務に係る用品などは、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- ⑥特定業務（設備機器の運転管理、毒物又は劇物の取扱い、特別管理産業廃棄物の保管又は処理業務）に従事する者は、それを遂行するために要求される十分な知識及び技

能を備えていなければならない。

⑦環境汚染につながる緊急事態へ備えること。

⑧業務に関する従業員に対し、以上の内容について自覚を持つ研修を行うこと。